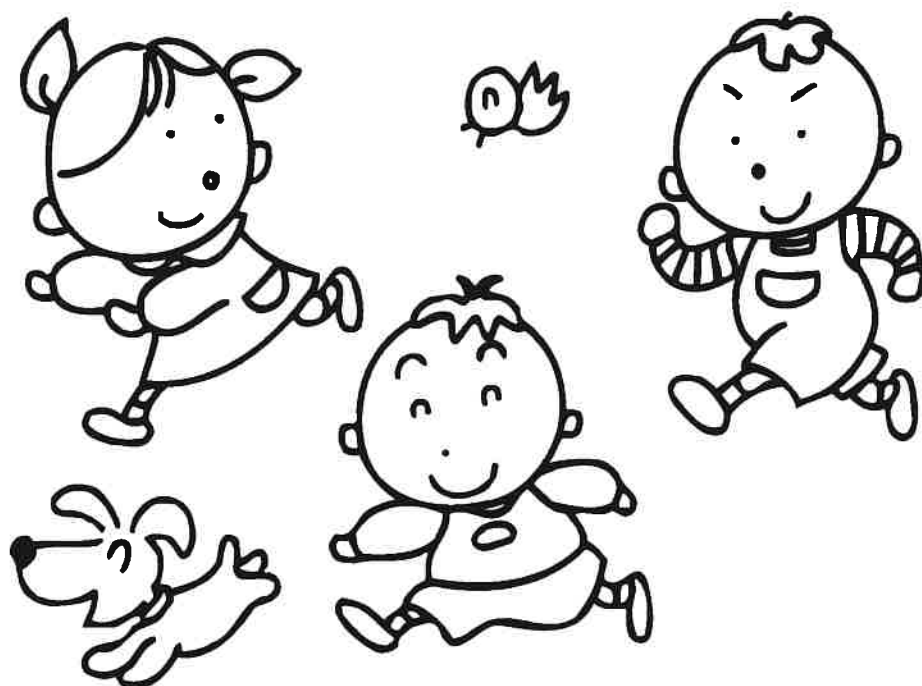


浦安市保育園等 一時預かり事業のご案内



浦安市保育幼稚園課

1 保育園等一時預かり事業とは

日々お子さまを通常家庭で保育している方のリフレッシュや育児負担の軽減等、事故・傷病等の緊急を要する場合、また、就労等で家庭での保育や育児が困難となったお子さまを一時的に保育園等でお預かりする事業です。

2 利用できる方

保護者が保育にあたれず、次のいずれかの事由に該当する方

	内 容	利 用 日 数	対象条件例
非定型保育	保護者の就労、職業訓練、就学等により、断続的に家庭で育児が困難となる方	週3回を限度とします。(1回の申請での最長利用期間は1年間とします。ただし当該年度の末日を超えることは出来ません。)	保護者が就労・就学、保護者又は家族の定期的な通院・看護、定期的なボランティア活動等(就学は趣味的なもの、また、ご自宅での通信教育の場合は除きます。)
緊急保育	保護者の疾病、災害・事故、出産、看護・介護等社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる方	月14回を限度とします。(半日利用でも1回となります。)	保護者の傷病・出産、災害・事故、保護者が家族の一時的な看護・介護に従事、及び葬儀。里帰り出産(祖父母が浦安市民のみ)
私的事由による保育	保護者の私的な理由により保育を必要とする方	月2回を限度とします。(半日利用でも1回となります。)	保護者のリフレッシュや育児負担の軽減等

※一時預かりのニーズに対応するため、次のようなお申込はご遠慮ください。

- ① 9箇所ある実施園を併用して、各事由の利用限度日数を超える申込。
- ② 利用日当日の無断キャンセルが度重なる場合。(突発的な病気等の場合は除く。)

*上記の利用が判明した場合は、今後ご利用出来なくなります。

- ③ 2つ以上の事由での事前の申込。(緊急の場合は、ご相談ください。)

※定員 各保育園によって異なります。(定員以内であっても、児童の年齢や状況により利用出来ない場合もありますので、予めご了承ください。)

3 対象児童

浦安市に居住している生後4ヶ月から就学前までの児童。

*定期的にお子さまを集団保育に預けている場合(幼稚園等)は、「緊急保育」のみ対象となります。

4 実施園

- | | | | |
|----------|-------------|-------------------|------------|
| ①東野保育園 | 東野 1-7-2 | ⑥ポピンズナーサリースクール新浦安 | |
| ②高洲保育園 | 高洲 2-3-4 | 入船 1-2-1 | |
| ③弁天保育園 | 弁天 1-1-28 | ⑦愛和元町保育園 | 堀江 5-20-11 |
| ④浦安駅前保育園 | 猫実 4-19-24 | ⑧渋谷教育学園浦安こども園 | 明海 5-4-1 |
| ⑤しおかぜ保育園 | 富士見 4-12-15 | ⑨ポピンズナーサリースクール浦安 | 北栄 3-27-13 |

5 保育時間及び休日

- ① 保育時間 午前8時30分から17時まで（土曜日は12時まで）
- ② 休日 日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

6 利用料

	一日	半日（土曜日）	昼食代
	8時30分から17時	8時30分から13時 13時から17時 （土曜日は12時終了）	昼食・おやつ
3歳未満児	2,200 円	1,100 円	300 円
3歳以上児	1,000 円	500 円	300 円

- 注1 利用は、1日又は半日単位とします。（午前中の半日利用で、時間を超えた場合は、1日利用となります。）
- 2 原則、17時以降の保育のご利用はできません。（お迎えに遅れた場合は、1時間単位で300円徴収します。）
- * 緊急保育利用者で、やむを得ない場合は利用園にお問い合わせください。
- 3 利用料の年齢は、その年度の4月1日を基準とします。
- 4 生活保護法による被保護世帯は、申し出により利用料は無料となります。

7 支払い方法

一時預かりを利用した方は、直接園へお支払いください。

8 申込手続き等

- (1) 申込日（希望される園へ直接電話でお申込ください。）
- 利用開始希望日の前月1日から当日まで。ただし初めてご利用の方は、原則として利用日の前日まで。
- * 1日が土曜日の場合、弁天保育園・浦安駅前保育園・しおかぜ保育園・ポピンズナーサリースクール新浦安・愛和元町保育園・渋谷教育学園浦安こども園・ポピンズナーサリースクール浦安は、翌週月曜日の受付になります。
- (2) 受付場所及び時間（土曜日の午後は受付をしません。ご了承ください。）

① 東野保育園	Tel 350-6632 受付 8:30~17:00
② 高洲保育園	Tel 305-1663 受付 8:30~17:00
③ 弁天保育園	Tel 316-8842 受付 8:30~17:00
④ 浦安駅前保育園	Tel 381-7802 受付 13:30~16:30
⑤ しおかぜ保育園	Tel 306-5503 受付 13:30~16:30
⑥ ポピンズナーサリースクール新浦安	Tel 304-2102 受付 13:30~16:30
⑦ 愛和元町保育園	Tel 353-5577 受付 13:30~16:30
⑧ 渋谷教育学園浦安こども園	Tel 304-1226 受付 13:30~16:30
⑨ ポピンズナーサリースクール浦安	Tel 711-4229 受付 13:30~16:30

(3) 提出書類 一時預かり事業利用申込書、生活調査票（初回のみ）及び、一時預かりを必要とする状況を証明するもの。（就労証明書・就学証明書、看護・介護等を証明するもの、通院、出産 等を証明するもの、その他）

(4) 持参するもの 母子手帳・保険証の写し・乳幼児医療費助成受給券の写し・印鑑

○一時預かりを必要とする状況を証明するもの（保護者分）

非定型保育（例示）

- ・就労の場合 就労証明書（指定の様式で3か月以内に記入のもの）
- ・就学の場合 就学証明書又は学生証とカリキュラム等
- ・通院の場合 診断書
- ・定期的な看護・介護の場合 看護等を必要とする方の医師の証明書

緊急保育（例示）

- ・緊急の入通院の場合 医師の診断書（入院計画書も可）
- ・出産の場合 母子手帳
- ・一時的な看護・介護の場合 看護等を必要とする方の医師の証明書
- ・葬儀の場合 案内通知書

*提出していただく書類は、保護者の状況や利用園によって異なることもあります。

*アレルギーをお持ちの場合は、お子さまの状況により医師の指示書やその他必要な書類の提出をお願いします。

○利用にあたって（利用条件に該当する方）

①園に電話をします。電話で要件や利用する日等を確認してから、予約をとります。
（初めての方は面接日程も決めます。）

②申込書等の用意をします。（申込書・生活調査票・就労証明書・診断書等は各実施園にてお受け取りください。）

③申込書等書類を揃えて、ご利用日の1週間前までに利用園に提出してください。
なお、初めてご利用の方はお子様と一緒に面接を受けていただきます。（お子さまの健康状況などの確認や用意する物の説明などをします。）

問い合わせ先

市役所 保育幼稚園課	TEL 351-1111
東野保育園	TEL 350-6632
高洲保育園	TEL 305-1663
弁天保育園	TEL 316-8842
浦安駅前保育園	TEL 381-7802
しおかぜ保育園	TEL 306-5503
ポピンズナーサリースクール新浦安	TEL 304-2102
愛和元町保育園	TEL 353-5577
渋谷教育学園浦安こども園	TEL 304-1226
ポピンズナーサリースクール浦安	TEL 711-4229